SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

# ヨーセフII世治下における検閲制度と言論・表現の自由



| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2015-07-07<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 足立, 昌勝<br>メールアドレス:<br>所属: |
|---|---|
| URL | https://doi.org/10.14945/00008939 |

# ヨーセフⅡ世治下における検閲制度と言論・表現の自由

足立昌勝

一、はじめに
二、オーストリアにおける検閲制度の歴史
三、ヨーセフⅡ世治下における検閲制度と言論・表現の自由
四、むすび
附、一七八一年「検閲法」試訳

## 一　はじめに

われわれが近代市民社会を考えるときには、個人の人格的自覚とともにそこから表出する言論・表現の自由を考えなければならない。旧体制は支配的イデオロギーを維持するため完備した検閲制度を持ち、検閲機構を持っていた。人民が個人として人格的にめざめ、言論・表現の自由を要求し、体制批判・政治的批判の自由を求めたときは、それはすぐれて政治的要求となったのである。

われわれがこれから問題とするハプスブルク家のヨーセフⅡ世（Joseph Ⅱ.）は、プロイセンのフリートリヒⅡ世（Friedrich Ⅱ.）とともに、啓蒙君主として知られているが、彼は人民の要求なくして政治的批判の自由を人民に与えた。

それはたった九年間という短かい期間であったが、ヨーセフⅡ世の残した統治理念はその後ヨーセフ主義(Josephinismus)として一八四八年の三月革命の源流の一つとなったことからも明らかなように、啓蒙主義を超えた国民主権の原理をヨーセフⅡ世の統治理念の中に見出すことができるのではないであろうか。[1]

本稿では特に検閲制度と言論・表現の自由の問題を取り上げ、ヨーセフⅡ世によってどの程度の言論・表現の自由が与えられたかを明らかにすることとする。

一七六五年八月一八日にインスブルックで神聖ローマ帝国皇帝フランツⅠ世（Franz I.）が急死したことにより、ローマ・ドイツ王ヨーセフⅡ世[2]が皇帝となり、女帝マリア・テレーシア（Maria Theresia）との共同統治（Mitregent）の時代が始まった。しかし共同統治を進めるには、ヨーセフⅡ世の性格・理念はマリア・テレーシアのそれとはあまりにも異なっていたので、しばしば対立した[3]。その両者を仲介したのがカウニッツ宰相（Staatskanzler, Wenzel Anton Kaunitz）である。このような状態で共同統治が行われている間に、ほとんどすべての領域で改革が進められ、「一七八〇年にマリア・テレーシアが死亡した時には、国家は根本的に変っていた[4]。」

ヨーセフⅡ世は一七八〇年に単独統治者（Alleinherrscher）になった以降は、その理念を絶対的支配者として推進することになった。

ヨーセフⅡ世が実現せんとした理念を、一七六五年にヨーセフⅡ世がマリア・テレーシアに提出した建白書[5]（Denkschrift）や諸勅令[6]（Dekret, Edikt, Gesetz, Patent, Resolution, Verordnung 等）を素材として明らかにすることは、われわれに課せられた課題の一つであろう。以下、簡単にそれに言及しておくこととする。

従来の封建的領邦国家の諸要素すなわち①完結的支配形態としての領邦＝国家としての統一性の欠除、②貴族（Stände）への特権の賦与、③人民の土地・貴族への緊縛、④教会と国家との一体化＝支配的イデオロギーとしてのキリスト教、を

廃棄し、啓蒙主義思想に依拠した新しい国家理念を創造することが、ヨーセフⅡ世によって企図された。それを総括的に把握してみると、次のようになる。

イ、貴族の特権を制限し、中央集権的統一国家の育成。
ロ、そのための官僚機構の育成・人材の登用。
ハ、人民の土地・貴族への緊縛を廃棄し、人民の人間性・法主体性の尊重。
ニ、統一的法典の編纂・整備と領主裁判権の制限＝司法改革。
ホ、国家と宗教を分離し、人民の信教の自由を認め、検閲を緩和する。
ヘ、商・工業の育成・振興。
ト、教育制度の改革。

この国家理念は一般的に「福祉国家（Wohlfahrtsstaat）」と呼ばれている。(7) しかし、われわれは、この中に近代市民社会の萌芽を見い出すことができる。君主の位置するところに人民代表議会を置くと、なんと近代国家の形態と酷似していることか！しかし議会制は近代市民社会にとってなくてはならない要素であるから、それは単なる萌芽にすぎないという側面も忘れてはならない。

（1） このような視点については、別稿で詳述する。ヨーセフⅡ世研究としては以下のものがある。Johann Pezzl, Charakteristik Josephs II. Eine historisch-biographische Skizze samt einem Anhang der Aussichten in die Regierung Leopolds II. Wien 1790; Eduard Burckhardt, Kaiser Joseph der Zweite in seinem Leben und Wirken. Meissen 1837; Hermann Meynert, Kaiser Joseph II. Ein Beitrag zur Würdigung des Geistes seiner Regierung. Wien 1862; Carl von Hock und Hermann Ignaz Bidermann, Der österreichische Staatsrath (1760-1848). Eine geschichtliche Studie. Nackdruck der Ausgabe 1879, Wien 1972; Johann Wendrinsky, Kaiser Joseph II. Ein Leben- und Charakterbild zur hundertjährigen Gedenkfeier seiner Chronbesteigung. Wien 1880; Ignaz Beidtel und Alfons

Huber, Geschichte der österreichischen Staatsverwaltung 1740-1848. Band 1. Innsbruck 1896; Viktor Bibl, Kaiser Josef II. Ein Vorkämpfer der grossdeutschen Idee. Wien und Leipzig 1943; Friedrich Walter, Die österreichische Zentralverwaltung. II. Abteilung. Von der Vereinigung der österreichischen und böhmischen Hofkanzlei bis zur Einrichtung der Ministerialverfassung (1749-1848). 1. Band. 2. Halbband. Teil 1. Die Zeit Josephs II. und Leopolds II. (1780-1792). Wien 1950;

Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte. Band II. Neuzeit bis 1806. Karlsruhe 1966; Ders., Rechtsstaatliche Bestrebungen in Absolutismus Preußens und Österreichs am Ende des 18. Jahrhunderts. Köln und Opladen 1961; Ders., Staatsgedanke und Staatspraxis des aufgeklärten Absolutismus. Opladen 1971; Otto Kimminich, Deutsche Verfassungsgeschichte. Frankfurt a. M. 1970. S. 262f.; Ernst C. Hellbling, Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte. Zweite, verbesserte und ergänzte Auflage. Wien und New York 1974.

進藤牧郎『ドイツ近代成立史』勁草書房、一九六九年、二六五頁以下。同「オーストリア啓蒙専制主義」『岩波講座・世界歴史』17、岩波書店、一九七〇年、三七〇頁以下。丹後杏一「ハプスブルク帝国における啓蒙的絶対主義の政治構造」『有明工専紀要』一三号、一九七六年、五一頁以下。田熊文雄「十八世紀オーストリアにおける国制改革」『西洋史学』九九号、一九七五年、三九頁以下。倉田稔「ハプスブルグ帝国と重商主義―マリア・テレジアとヨーセフ2世の経済政策―」『三田学会雑誌』七一巻五号、一九七八年、一八九頁以下。

(2) ヨーセフII世はすでに一七六四年三月一七日の選帝侯会議でローマ・ドイツ王に選ばれていた。その会議および儀式については、ゲーテが「詩と真実」の中で詳細に描写している（ゲーテ・小牧健夫訳『詩と真実』第一部、岩波文庫、一九七七年、二三一頁以下）。

(3) Vgl., Carl von Hock und Hermann Ignaz Bidermann, a. a. O., S. 20; Edward Crankshaw, Maria Theresia. Die mütterliche Majestät. Dentshe Übersetzung von Dr. Günter Treffer, 2. Auflage. München 1976. S. 335ff. さらに、進藤牧郎『ドイツ近代成立史』一八〇頁、注（6）参照。

(4) Edward Crankshaw, a. a. O., S. 341.

(5) この建白書については、Alfred von Arneth, Maria Theresia und Joseph II. Ihre Correspondenz. 3. Band, Wien 1868. S. 336. を参照。それの要約については、Carl von Hock und Hermann Ignaz Bidermann, a. a. O., S. 21ff.

および Viktor Bibl, a. a. O., S. 71ff. 参照。この建白書は、ヨーセフⅡ世の全体像を解明する上で必要不可欠なものである (Vgl. Hermann Conrad, Staatsgedenke und Staatspraxis des aufgeklärten Absolutismus. S. 17.)。

(6) ヨーセフⅡ世の単独統治の時代（一七八〇―九〇）の法典集としては、公的なものとして Gesetze und Verfassungen im Justizfache. Wien 1786-1851. があり、これは一七八〇年以来の法典集であり、私的なものとして Joseph Kropatschek, Handbuch aller unter der Regierung des Kaisers Joseph II. für die K. K. Erbländer ergangenen Verordnungen und Gesetze in einer Sistematischen Verbindung. 18 Bde., Wien 1785-1790. がある。

(7) Alois Brusatti, Österreichische Wirtschaftspolitik vom Josephinismus zum Standesstaat. Wien 1965, S. 15; Erich Zöllner, Geschichte Osterreichs. Von den Anfängen bis zur Gegenwart. 5., vermehrte Auflage. Wien 1974, S. 323.

## 二　オーストリアにおける検閲制度の歴史

神聖ローマ帝国における検閲は、宗教改革に対する弾圧に端を発し、その後、一般的書物・絵画・新聞に対しても検閲制度が設けられ、それは領邦君主による人民の絶対的支配を貫徹するために必要不可欠の制度となった。特にオーストリアにおいては、ヨーセフⅡ世の単独統治下の検閲の緩和・廃止の時代を除いて、一八四八年の三月革命まで厳しい検閲制度が続いたのである。(1)

そこでわれわれは、フランツ・フォン・リスト、(2)ヨーハン・ヴェントリンスキー、(3)ヨーゼフ・ゼーガル、(4)ユリウス・マルクス、(5)ヘルマン・コンラートなど(6)によりながら、神聖ローマ帝国およびオーストリアにおける検閲制度の歴史を概観することとする。

（一）　一五一七年にルターが九十五カ条の提題をヴィッテンベルクの教会の扉に掲示したことは、帝国統一のイデオロギーをカトリック教会に求めていた皇帝カールⅤ世（Karl V.）にとって憂慮すべき事態であった。皇帝は一五二一年、ヴォルムスの帝国議会(7)の後で、ルターの著作を禁止・焚書とし、将来にわたって同様なことが起らない様にするために、すべての書物の印刷を検閲の下におくこととする勅令（Wormser Edikt）を公布した。だがこの勅令は、皇帝がスペイン国王を兼ねていること、すでにルターに理解を示す領邦君主が存在することなどにより、「一片の紙片にとどまった。(8)」

そこで皇帝は、一五二四年、議会決議（Reichsabsied von Nürnberg）で「ヴォルムスの勅令を可能なかぎり遵守し、それに従うこと」および「誹毀文書・絵画を今後完全に除去し、これ以上普及させないために、すべての官憲は印刷所その他どこでも応急的に検閲すべきこと(9)」を、領邦君主に厳命した。

さらに一五二九年の決議（Reichsabschied von Speyer）は、先の厳命を引き合いに出した上で、「すべての印刷所お

よび書籍行商人（Buchführer）に対して、すべての官憲は可能なかぎり入念に監視する」ことを規定し、「さらに新しいことが印刷されないことおよび秘密裏または公然と作られようが特別に誹毀する文書が印刷され、売りものとされまたは陳列されることは、すべての官憲すなわち指定された思慮分別のある者によって、あらかじめ検閲されるべきである。かくしてそこに欠陥が見出されたときは、それを印刷し、売ることは重い刑罰のもとで許されず、厳しく禁止され、押収されるべきであり、その命令に違反する作者（Dichter）、印刷者および販売者は官憲等によって処罰されるべきである」[10]と規定している。この決議は、一五二四年のそれとは異なり、検閲の対象を著者・販売者にまで広げ、検閲違反者に対して刑罰を科することを定めた。

また一五三〇年の決議（Reichsabschied von Augsburg）では、検閲・処罰対象が絵画等（Gemähltes oder dergleichen）に広げられ、刑罰も身体もしくは財産刑と定められた。さらに、「みずから望んだ官憲がここ（訴追―筆者）において怠惰であることが判明したときは、吾が皇帝の検事は、その官憲に対して刑事訴追を起し・進めるべきである」[11]として、怠惰な官憲の処罰にも言及している。

だが帝国内部の勢力争いは、ルター派の進出・ハプスブルク家に対する反目などにより、皇帝に優位には作用せず、一五四八年の決議では、一五三〇年の秩序を「二・三の点において改正すること」[12]を認めたにすぎない。

その後の決議（一五六七年、一五七〇年）[13]で、誹毀の対象をキリスト教・教会から皇帝や諸侯の人格にかえただけの検閲・処罰へと変成し、一五七〇年の決議（Reichsabschied von Speyer）では、非宗教的性格の誹毀文書のみが対象とされ、それが一五七七年の帝国警察令に導入され、事前検閲が定められた。ここに、ドイツ諸国において二世紀以上も続き、絶対王制下における言論・表現・出版の自由に対する苛酷な弾圧の制度ができあがったのである。

（二）　ヴォルムスの勅令は、皇帝の弟が支配するオーストリアでは、大公フェルディナントⅠ世（Ferdinand Ⅰ.）に

よって、その二年後に導入された。一五二三年三月一二日の勅令は、ルターの現存する書物・将来出版される書物を手にし、売買しおよび印刷することを禁止し[14]、さらに一五二八年七月二四日には、官憲の事前の許可なしでのすべての書物の印刷を禁止し、印刷所は領邦の首都に制限された[15]。そして同年一一月五日にはヴィーンに検閲庁（Censurbehörde）が設置された。

このようにして、オーストリアでは早くも君主の検閲高権（Zensurhoheit）が成立し、厳密な意味における検閲制度[16]が樹立されたのであり、「その一般的性格は数世紀を経ても何らの変更も受けなかった[17]。」

このような勅令にもとづいて、数多くの書物が焼かれた。特に一五四八年のカールV世の勅令で、グラーツでは一一、六〇〇冊、フェルカーマルクトでは五〇〇冊、ライバハでは荷馬車八台分の書物（8 Fuder Bücher）が焚書とされ、イエズス会のコーマシュ（Komasch）はベーメンで六万冊の書物を燃やしたといわれている[18]。

さらに、カールVI世（Karl VI.）の治下では、アメとムチの政策が採用された。プロテスタントの書物を密告した者は、一〇グルデンの報賞金を受け取り、家で聖書を持っており、読み聞かせた者は追放され、治る見込のない老人の家でのルター派の説教が見つけられた者は、その妻と共に地下牢に入れられ、みずからを一〇〇グルデンで解放しなければならない[19]、などがそれである。

このような検閲制度に関しては、マリア・テレーシアの時代においても基本的には改良されなかった。すなわちフランツI世（Franz I.・マリア・テレーシアの夫）によって公布された一七四六年二月一〇日の勅令では、「印刷者、商人、仲買人等は誹謗的理論もしくは信仰・国家事項に関する帝国基本原則（Reichsgrundgesetz）に違反する理論、誹毀文書、書物、銅版画等を公刊してはならない[20]」と命じられた。だが宗教（ローマ・カトリック教会、とりわけイエズス会）の影響からの離脱は進められ、大学での検閲が専門検閲（Fachzensur）へと変質し、書物検閲委員会[21]（Bücherzensur-Hofkommission）が設置された。

かくして検閲行政の側面からはローマ・カトリック教会の影響を排除し、皇帝以下統治者の力で検閲の基準の定立、審査などをすることができるようになったが、他方でローマ・カトリック教会は独自の立場から法皇の名による検閲を命じていたので、検閲の二重性はなお克服されず、教会勢力の影響を排除し、検閲の一元化が成就されるのは、次のヨーセフⅡ世の時代をまたなければならない。

（1）ヨーセフⅡ世の政策は、その死とともに廃止され、一七九五年二月二二日および一八一〇年九月一〇日の検閲法によって、厳しい検閲政策が復活し、メッテルニヒ（Clemens von Metternich）による暗黒時代を迎える。それは三月革命による廃絶まで続いた（一八四八年三月一四日）。メッテルニヒの暗黒時代においてどのような書物が禁止されたかについては、Julius Marx, Österreichs Kampf gegen die liberalen, radikalen und kommunistischen Schriften 1835-1848, in: Archiv für österreichische Geschichte. 128. Band. 1. Heft. 1969, S. 7ff. が詳しい。

（2）Franz von Liszt, Lehrbuch des österreichischen Preßrechts. Leipzig 1878, S. 3ff.

（3）Johann Wendrinsky, a. a. O., S. 125ff.

（4）Josef Segall, Geschichte und Strafrecht der Reichspolizeiordnung von 1530, 1548 und 1577. Strafrechtliche Abhandlungen, Heft 183. Reprint der Ausgabe Breslau 1914, Frankfurt a. M. / Tokyo 1977, S. 153ff.

（5）Julius Marx, Die österreichische Zensur im Vormärz. Wien 1959, S. 1ff.

（6）Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte. Band Ⅱ. Neuzeit bis 1806, S. 259f.

（7）ゼーガルによれば、「この国会でもって帝国警察令(Reichspolizeiordnung) のその後の形態にとって決定的な段階が始まった。」 Josef Segall, a. a. O., S. 46.

（8）魚住昌良「宗教改革時代の諸変革」『ドイツ史（新版）』山川出版社、一九七七年、一六七頁。

（9）Neue und vollständige Sammlung der Reichsabschiede. 4 Teile. Frankfurt a. M. 1747. (Josef Segall, a. a. O. からの引用。以下NSと略称) Ⅱ. Teil. S. 258.

（10）NS. Ⅱ. S. 294.

（11）NS. Ⅱ. S. 314.

（12）NS. Ⅱ. S. 543.

(13) Reichsabschied von Erfurt (1567). NS. Ⅲ. S. 273; Reichsadschied von Speyer (1570). NS. Ⅲ. S. 308.

(14) Codex austriacus. Ⅱ. S. 295f. (Franz von Liszt, a. a. O., S. 3 からの引用)

(15) Codex austriacus. I. S. 235; Franz von Liszt, a. a. O., S. 4.

(16) リストは、事前検閲と事後検閲を分けて考え、前者を「固有の検閲(die eigentliche Censur)」と呼称している。Vgl. Franz von Liszt, a. a. O., S. 2.

(17) Franz von Liszt, a. a. O., S. 2.

(18) Johann Wendrinsky, a. a. O., S. 124.

(19) Johann Wendrinsky, a. a. O., S. 125.

(20) Anonym, Noch ein Aufsatz über Pressefreiheit und Zensur, mit Beziehung auf das deutsche Staatsrecht. in: Aufklärung und Gedankenfreiheit. Fünfzehn Anregungen, aus der Geschichte zu lernen. Herausgegeben und eingeleitet von Zwi Batscha. Frankfurt a. M. 1977. S. 238.

(21) この委員会の初代委員長は、マリア・テレージアの御用医であるスヴィーテン(Gerhard van Swieten)である。その生涯については、Edward Crankshaw, a. a. O., S. 226ff. が詳しく述べている。

## 三　ヨーセフⅡ世治下における検閲制度と言論・表現の自由

マリア・テレーシアでも解決できなかったローマ・カトリック教会の影響の排除を、ヨーセフⅡ世は、一七八一年五月四日の「決定[1]（Resolution）」で基本的に成し遂げた。つまり、

司教は書物の許可・禁止に関する配下の聖職者の判断（respectui）を、ヴィーンの書物検閲の範例に合わせ、すでに許可された書物の読書を一般的に教会において禁止してはならない。

と命じ、聖俗両界の検閲を俗界のそれすなわち国による検閲に統一した[2]。そして公布されたのが「検閲法[3]（Zensurverordnung vom 11. 6. 1781）」である。

この法律でも、検閲制度は存置されているが、その一方で、許可書物の範囲を広げることにより、自由な討論を惹起しようとした。すなわちこの法律は、従来の制度とは機構的・内容的に非常に異なっており、また言論・表現・出版の自由の育成がヨーセフⅡ世によってどの程度なされたかを知る上での出発点ともなるので、重視されなければならない。

### （イ）　機構

従来各領邦におかれていた検閲委員会（Zensurkommission）を廃止・統合し、ヴィーンに書物検閲総委員会（Bücherzensurshauptkommission）を設置し、それを検閲制度における最高決定機関とした。各領邦における実際の検閲業務のために、書物校閲署（Bücherrevisionsamt）が存置され、その指導は各ラント庁にゆだねられた[4]。さらに「書物の輸入を容易にし、嫌悪すべき強制や追い回しを廃止するために、」校閲業務は、末端の行政区域である管区（Kreis）の行政を担当する管区署（Kreisamt）にゆだねられ、そこにおける検閲業務の基準が定められた[5]。

かくして行政機構と同様に、検閲機構においても、中央集権的一元化がすすめられ、国家による一元的検閲業務が可能

となったのである。

（ロ）　内容

検閲制度を存置するもとで退廃的文書に対しては検閲を厳しくし、真面目な文書に対しては寛大に行うべきであるとの原則をたて（第一条）、キリスト教を全面的に批判しまたは嘲笑する書物を禁止した（第二条）。しかしその一方で、名前が明らかにされている批判文書は、誹毀でないかぎり、たとえそれが君主に向けられていようとも許可することとし（第三条）、完全な作品や定期的雑誌は全体的に判断されるものであって、部分的に不許可なものを含んでいても構わない（第四条）。学術作品は許可される（第五条）。禁止目録の作製が予定される（第六条）一方、各領邦における検閲に対する不服申立が認められている（第七条）。さらに、再版に対しては、一部の攻撃的文書に対する是正命令を除いて、ほとんど許可され（第八条）、特にこの制度以前のものについては、従来の厳しい検閲を考慮して若干の例外を除き自由に再版できるようにした（第九条）。

さらにこの法律には何らの罰則規定もなく、刑法上の処罰（ヨセフィーナ刑法典[6]第二編第五三条―第五六条。しかしこれは一般的に検閲を規定したものでなく、侮辱罪に相当するものである。第六一条。これは神に対する冒瀆を規定したもので、本来言論・出版を扱ったものではないが、弾圧規定として使われるおそれはあった）以外には存在しない。

この「検閲法」は、それと同時に公布された勅令[7]で、「今後、新聞、暦などは、書かれた印刷出版許可（Imprimatur）なしで印刷されてはならない」と補完され、また一七八二年には、「パンフレットおよび書物にはつねに著者の本名を印刷せねばならず、ペン・ネーム（erdichteter Name）を印刷してはならない。そうしなければ、印刷出版許可は与えられてはならない[8]」と規定して、「検閲法」を補充した。

この法律は元来検閲を予定しているものであり、本来の検閲からの自由・出版の自由を保障したものではない。しかし、

政治的権利としての表現の自由[9]を考えた場合には、第二条によって政治的批判を許したことは、当時の支配体制においては、まさに画期的なものといわざるを得ない。もはやそれは啓蒙絶対主義の原理ではなく、近代市民社会の欠くことのできない原理であるがゆえに、それから、ヨーセフⅡ世の個人的な心の大きさ・寛大性を導出するだけではなく、革命性こそが問題とならなければならない。

公布の翌年（一七八二年）にオーストリアの啓蒙思想家ブルーマウアー（Johann Alois Blumauer）は、「広げられた検閲からの自由およびそれによって反対や文筆家の意見に開かれた広野は一般的啓蒙に少なからず恵まれた収穫を約束し、人間の理性の最上のもののために作られたこの法律は、おそらく、実際に実りを結んだはじめてのものであろう[10]」と述べて、ヨーセフⅡ世の英断を賛美した。

しかしこの批判の自由は、ヨーセフⅡ世に敵意を持つ者によって悪用されたといわれている[11]。ヴェントリンスキーによれば、最初の二カ月間で、ヴィーンだけで一〇〇〇冊を超える書物が出版され[12]、それは、検閲そのものが非常に柔軟に行われた結果であり、最初の二年間でただの三・四の作品が禁止されたにすぎず、何らかの価値のある雑誌・新聞はすべて許可されたといわれている[13]。

そして一七八七年二月二四日に、ヴィーンに限定してはいるが、事前検閲制度は廃止され、出版者は事後的に検閲を受ければよいことになった。もし事後的審査で不許可になったときには、その作品の出版者はそれを流通させてはならず、流通させたときには、五〇グルデンの罰金を支払わなければならないと定められた[14]。

このような体制は長続きせず、ヨーセフⅡ世は、その死の直前に（一七九〇年一月二〇日）この制度を廃止し、事前検閲を要求する一七八一年体制に戻した。そして死とともに、一七八一年体制そのものが廃止され、元の厳しい検閲制度が行われた（Hofdekret von 1. 9. 1790）。

ここでわれわれは、人民の言論・表現・出版の自由を大胆にまで認める法律がでてきた原因とその意味を考えなければならない。その際に前提となることは、この法律は人民の側からする運動によってつくられたものではなく、上から与えられたものであるということである。

ヨーセフⅡ世の国家理念・統治理念は、身分制的秩序にもとづく二元的支配を廃棄し、中央集権的・一元的支配を貫徹することであり、人民を諸々の桎梏から解放し、「福祉国家」を実現することである。この理念からみると、身分制的特権は障害以外の何ものでもなく、この特権の廃棄こそが主たる目標となる。特権は人民の弾圧と結びついており、被抑圧階級である人民の言論・表現の自由とりわけ政治的批判の自由の是認は、特権廃棄への第一の道程であろう。

すでにみてきたように、ヨーセフⅡ世は大胆なまでに人民の言論・表現・出版の自由を認めた。しかしその自由も、ヨーセフⅡ世の死とともに廃棄され、ドイツとの間に精神的な「万里の長城」がつくられたといわれるような、一八四八年迄続く暗黒時代・精神的鎖国時代が現出した。

では、なぜヨーセフⅡ世の一〇年間だけ自由が認められたのか。その自由は単なる仇花と終ったのであろうか。

われわれは、ヨーセフⅡ世の一〇年間を考えるに際しては、つねに人民の力を考えなければならない。「人民による政治」を念頭においたがゆえに、領主・貴族および教会から人民を解放し、人民に依拠した政治を考えたが、それを上まわる貴族の抵抗が存在し、特にフランツⅡ世（Franz Ⅱ.）の圧政となって逆行する。つまり領主・貴族・教会などの特権階級と人民との間の対抗関係の中から近代市民社会は誕生してくることをヨーセフⅡ世は知らなかったのである。人民解放の質および量を正しく認識していない＝自己に与えられ・みずから創出した時代状況を誤解したがゆえに、「人民による政治」にはならず、単に「人民のための政治」に終ってしまったのである。

これをいいかえるならば、ヨーセフⅡ世により上から与えられた自由を十分に行使・享有できるほどの政治的勢力としては、人民は育っておらず、その自由に答えるだけの能力・余裕が人民の側に存在しなかった。したがって、そのことか

ら一七九〇年以降の貴族体制・旧体制への復帰・逆行に、人民は抵抗しえなかった。

このようなことによって、ヨーセフⅡ世の国家理念・統治理念を過少評価してはならない。なぜならば、われわれは彼の統治の一〇年間の中に、絶対専制君主の枠の中で最大限の進歩的政策をみることができ、またそれは、一八四八年の三月革命の理論的支柱として再生されてくるからである。

（1） Johann Wendrinsky, a. a. O., S. 127.

（2） 人民の精神生活を束縛していたローマ・カトリック教会の力(Macht)を排除することは、啓蒙君主にとって是非やらねばならない課題であった。つまり地力分権的・二元的国家を一元的な中央集権国家に導くには、領主・貴族の権力と教会の権力が桎梏となったのである。前者は臣民令(Untertanspatent vom 1. 9. 1781)、刑罰令(Strafpatent vom 1. 9. 1781)農奴制廃止令(Leibeigenschaftsaufhebungspatent vom 1. 11. 1781)、租税・農地規則(Steuer- und Urbarialregulierung vom 10. 2. 1789)などによって廃棄され、後者は寛容令(Toleranzpatent vom 13. 10. 1781)、修道院廃止令(Verordnung der Aufhebung aller Klöster vom 12. 1. 1782)などによって除去された。

（3） Joseph Kropatschek, Handbuch aller unter der Regierung des Kaisers Joseph Ⅱ. für die K. K. Erbländer ergangen Verordnungen und Gesetze in einer Sistematischen Verbindung. 1. Band. Wien 1785, S. 517ff. その要約については、Johann Wendrinsky, a. a. O. S. 127ff. が詳しい。なお、附でその全条文を試訳したので参照されたい。

（4） 「検閲法」の前文および同日の勅令(Hofdekret vom 11. 6. 1781. in: Joseph Kropatschek, a. a. O., S. 524)を参照。

（5） Hofdekret vom 21. 9. 1782. in: Joseph Kropatsc ek, a. a. O., S. 528ff.

（6） 拙訳「ヨセフィーナ刑法典」試訳、（一）および（二・完）、静岡大学法経短期大学部研究紀要『法経論集』四一号（一九七八年）、五七頁以下、四二号（一九七九年）、五五頁以下参照。

（7） Hofdekret vom 11. 6. 1781. in: Joseph Kropatschek, a. a. O., S. 531.

（8） Hofdekret vom 18. 4. 1782. in: Joseph Kropatschek, a. a. O., S. 532.

（9） 奥平教授は、表現の自由を「個人主義的」なもの、「社会効用的」なものおよび「政治的権利」としてのものに分類し、「政治的権利としての表現の自由」の立場から現代的問題を深く研究している（『表現の自由とは何か』中公新書、中央

公論社、昭和四九年）。

(10) Johann Alois Blumauer, Beobachtungen über Osterreichs Aufklärung und Litteratur. Nachdruck der Ausgabe Wien 1782. Wien 1970, S. 46.

(11) Johann Wendrinsky, a. a. O., S. 130.

(12) Johann Wendrinsky, a. a. O., S. 133. 当時、どのような本が出版されたかについては、Johann Alois Blumauer, a. a. O., S. 4ff; Viktor Bibl, a. a. O., S. 167ff. を参照。

(13) Johann Wendrinsky, a. a. O., S. 132.

(14) Johann Wendrinsky, a. a. O., S. 133.

## 四　むすび

われわれは、啓蒙専制君主とりわけ上からの革命を行ったといわれるヨーセフⅡ世治下の検閲制度と言論・表現の自由のかかわりおよびそのもつ意味を検討してきた。そこにおいて彼が人民の言論・表現の自由とりわけ政治的批判の自由を是認したが、結果的には貴族の反感を増大させ、それに対する人民の蜂起がなく、微視的にみれば失敗に終った。しかし巨視的にみるならば、その政治的批判の自由を容認する理念は人民の中に深く残り、一八四八年の三月革命となって華開くのである。

さいごに、イギリスの著名な法学者ブラックストーンの検閲廃止に関する文章(1)を、長文であるが労をいとわず引用することとする。

出版の自由は自由国家の本質にとって絶対不可欠なものである。それは、文書は公表以前には印刷を抑制されないことにのみ存し、そこに含まれている罪となる表現は全く無処罰で許されるということではない。すべての自由な人

間は、自己の思想を発表する疑いのない権利を有する。このことは、出版の自由を破壊することが命じられることを禁止している。しかし彼が無礼な、悪意のあるまたは違法なことを公に発表するならば、彼は自己の無礼な言動そのものの結果の責任を負うであろう。かって、革命の前後を問わず行われた、出版が検閲官の無制限な力に従属することは、意見の自由をたった一人の者の偏見に従属させ、自己をすべての学術的、宗教的および政治的対象の専制的な誤謬のない裁判官にさせんとする以外の何ものでもないであろう。これに反して、平穏、良き秩序、憲法および宗教、この唯一の確かな市民的自由の礎石の維持のために、その公表後に裁判所の不偏不党な審理により有害と宣告された危険な侮辱的な文書のすべてを厳格に処罰することは絶対不可欠である。意思の自由の濫用のみが法律的処罰の対象であるかぎり、このように、個人の意思の自由は制限されない。このやり方で、また思想および出版の自由も決して制限されない。人は個人的意見をいつでも自由に発表することができる。国家の目的を破壊する間違った原則の公表と普及のみは、国家が処罰する犯罪である。誰も自己の部屋に毒を隠すことを妨げられないが、ただ人は毒を精力剤の様に買ってはならないだけである、と有名な著述家は言う。この文章に我々は以下のような所見を付け加えることができる。出版が監視者の権勢欲のもとで行われるかぎり、良い目的には向けられ得ないので、相応した処罰を科されずに出版は何らの悪意もなく濫用され得ることが法律の有益な厳しさによって証明されたならば、いわば出版の自由の日常的濫用を予防することは必要であろうという従来の、理性的出版の自由の制限に奉仕してきた唯一の納得できる議論は、その重さおよび強さを完全に失うであろう。かくして人は、出版の無統制を非難することは出版の自由を主張することであるということを正しいと思うであろう。

（1） William Blackstone, Commentaries on the Laws of England. Oxford 1778. Book 4. P. 152.

## 附　一七八一年「検閲法」試訳

皇帝陛下は、書物の検閲を将来、簡易かつ単純に扱わせるために、従来の規定に変更を加えることが至尊の役割であることを見い出した。このような意図で次のように定めた。今後全領邦の下にただ一つの書物検閲総委員会（Bücherzensurshauptkommission）が存在し、ヴィーンに集められ、それによって述べられた決定は、ヴィーンならびに領邦における書物の許可・禁止に関し一定の規準に役立ち、領邦における従来の検閲委員会（Zensurskommission）は廃止され、各領邦に書物校閲署（Bücherrevisionsamt）のみが存置され、地域の検閲業務においてとられるべき注意の指導は今後各ラント庁の監督にゆだねられ、任されるべきである。その際には、至高なる見解は消滅する。

第一条　いかなる教養および啓蒙も生じ得ない非道徳的内容および不合理な猥談を含んでいるものすべてに対しては厳格であり、教養、知識および正常の文章が存在するそれ以外の作品すべてに対してはより寛大であるべきである。なぜならば前者は大群衆および低能力者によって読まれるが、後者は既に準備された心情および文章の中の確固とした魂に熱中するからである。

第二条　カトリックおよび時にはキリスト教を体系的に攻撃する作品は、神聖な宗教を公然とおよび無信仰の流布している所説を普及させるために嘲笑的に茶化してもしくは神の属性の迷信的曲解および不真正な熱狂的信心ぶりによって軽蔑的に表現した作品とともに許すことはできない。

第三条　誹毀文書でない批判は、たとえ著者が望む君主から最下層の者に打撃を与えようとも、著者が名前を印刷させ、

それによって自己を事物の真理に対する保証人（Bürge）と示しているときには、真理を愛する者すべてにとってこのような方法で真理を手に入れるときは喜びであるにちがいないので、特に、禁止されてはならない。

第四条　完全な作品（Ganze Werke）および定期的雑誌は、作品そのものの中にのみ有用なものが含まれているので、個々の攻撃的箇所のゆえに禁止されてはならない。まさにそのような大きな作品は、心情においてそのような攻撃的箇所が有害な結果をもたらす人間の手にめったに入らない。しかし結論において、単純なパンフレットとみなされる一部の定期的雑誌が実際に禁止書物の部類に属したときは、たとえそれがすでにこの点において、完全な作品を予約しまたは完全な購入を申し込んだ者にだけ交付されるべきであるとしても、それがまさに宗教、善良な風俗または国家および君主を全く攻撃的方法で扱う場合には、交付を拒否すべきである。

第五条　従来、制限的許可（erga Schedam）、続きもの（Continuantibus）、学術的（Eruditis）、非カトリック的（Acatholicis）として許可された書物は、今後、単に学術的な作品としては完全に許可されるであろう。さらに許可された書物と禁止された書物（それの新たなカタログは続くであろう）の間には、従来評判のよかった制限変更は行われない。一般人の教育・読書に適しているほとんど非カトリック的でない書物は、そのものとして当該信仰団体にだけ許可書に反して交付されるべきである。

第六条　しかし禁止された書物のカタログの整理は多くの考慮をしなければならないので速やかには成就され得ないので、時につれ将来のものにとって適当とみなされるカタログが公表される迄の間、現在のカタログに存在し、許可外（ad remittendum）と定められているすべてのものは、禁止されたものとみなされる。

第七条　各ラントで印刷にもちこまれた論文の出版に関しては、学術、研究および宗教に本質的影響を与える若干の意味をもつ作品のすべては、承認のためにヴィーンの書物検閲にもってこなければならず、さらに、出版するラントから宗教、善良な風俗およびラント法に違反した内容を含んでおらず、健康な理性に適合している旨の、題材に精通した学識者、学者、宗教的指導者または現世的指導者による名前が署名されている証明書をもってこなければならない。完全な作品とはなっていない重要度の低いものは、同様な証明書の呈示によってラント庁において承認または否認されるべきである。否認に対して不服である者には、敗訴した側の費用負担で検閲委員会への不服申立書（Revision）をもってヴィーン向かうことが認められる。ポスター（Anschlagzettel）、新聞、祈祷文などに関しては、各ラント庁で検閲事項を審査する審議会（Rat）が手短かに審査すべきであり、祈祷文の場合には教会の真正な精神に適合しているかどうかを配慮し、印刷出版許可（Imprimatur）を与えなければならない。

第八条　外国から領邦に輸入され、領邦で許可された書物の再版は許可されており、商業の単なる一部門とみなされるからすべての申請された再印刷出版許可（Reimprimatur）の授与は各ラント庁に無制限にゆだねられているが、多くの許可された書物は自国もしくは外国、宗教・教会慣習、聖職者（Geistlichkeit）に対する少なからざる痛烈な文章を含んでいるかもしれず、なるほど読書のさいにそれは見落とすと思われるが、領邦で再版されたときには、正当化の刻印と公的認可（öffentliche Gutheissung）が容認され、ある階級の者に不快な感情を引き起すかもしれないので、ヴィーンで読まれ、許可されるものすべては、再版申請に際し何らの困難もないようにするために、次のような内容の無制限的許可（Admittitur）、制限的許可（Permittitur）、限定的許可（Toleratur）の三様の表示で区別されるであろう。印刷されている再版に際し何らの疑念も存在しない作品には第一の判定があてがわれ、道徳、政治および宗教の外観に関して完全に

否定的ではないが少なくとも反公的に言わんとする種々の大胆な文章を含んでいる作品には第二の判定があてがわれ、それは、この第二類の作品には、再版が行われる同一の印刷地または他の場所が指定され、「かくしてヴィーン、プラーハ、リンツ等で出版された」という付記がなされるという区別においてのみ出版されるべきである。最後に、宗教または国家を攻撃し、何ら正当化し得ない強い文章を含んでいる作品は第三の判定群に属する。それは、おそらくそのような箇所が多くにおいては現われず、その他の内容が啓発的である場合にのみ許可されるが、領邦における再版は、少なくとも攻撃的箇所の事前の緩和なしには許可されるべきではない。

第九条　すでにこの現在の検閲機構（Zensureinrichtung）以前に許可された書物に関しては、判定における以前の厳格さは、各地における再版が許可されるということの保証人であろう。かくして今まで制限されていたが今回自由となった作品に関して疑問が生ずるにすぎず、その場合には、再版を申請する出版者はそのつど再版する書物そのものを提出するとともに、これに対する許可のためにヴィーンにある検閲委員会へと向かわなければならない。

第十条　最後に本来の国事文書（Staatsschrift）に関し、それが領邦において再版されその他翻訳に供されんとしたときは、テッシェンの講和条約の翻訳の際に公布された一七七九年一一月二〇日の命令にその範例があり、そのつどそれに対する許可は、ヴィーンにある検閲委員会に申請されなければならない。